

特許の「明確性要件」：数値限定と測定方法の重要ポイント

明細書に記載すべき実務的ポイント

測定条件と規格の具体的明示



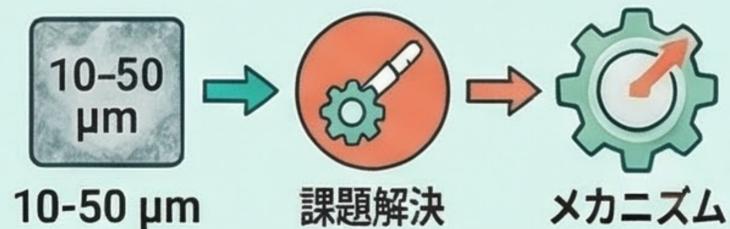
JIS、型番、手順
JIS等の標準規格、装置の型番、具体的な測定手順やサンプル調整方法を詳細に記載する。

用語と算出方法の定義



「平均粒子径」のような一般的な相語でも、算出根拠（代表径の定義等）を明確に定める。

数値の技術的意義の記述



なぜその数値範囲が必要なのか、課題解決への寄与（メカニズム）を記載し、測定の変当性を裏付ける。



コンテキスト概要：数値限定特許において、測定方法が不明確だと特許法36条6項2号違反のリスク。最新の裁判例に基づき「何を明細書に記載すべきか」と「判断の境界線」を整理。

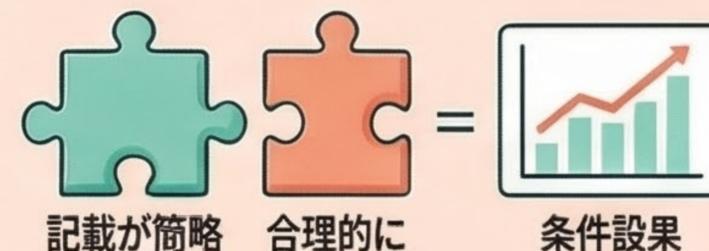
裁判所による「明確・不明確」の判断基準

第三者への「不測の不利益」の有無



当業者が技術常識に照らして範囲を理解でき、権利範囲が予測可能であるかが最大の判断基準となる。

技術常識による補完の可否



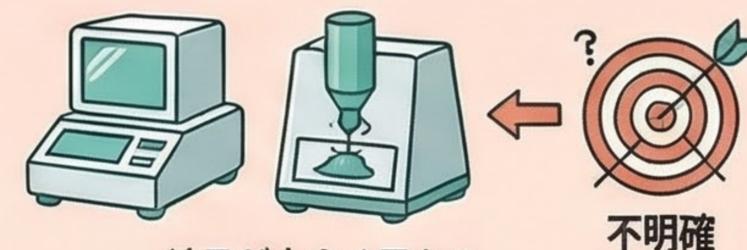
記載が簡略でも、当業者が合理的に条件を設定でき、結果が大きくブレなければ「明確」と判断される。



データテーブル：裁判例の傾向と比較

判断結果	主な理由	代表的な事例
✓ 明確 (○)	当業者が合理的範囲で測定条件 (F値等) を設定可能	防眩フィルム事件 (令和5年)
✓ 明確 (○)	現場で広く用いられる指標 (鉛筆硬度) であり合理性がある	保護コーティングタイル事件 (令和6年)
✗ 不明確 (×)	粒子の定義 (代表径) が不明で、測定法により値が変動する	可逆路変色性インキ事件 (平成29年)

測定値の「一義性」とばらつき



結果が大きく異なる

複数の測定方法で結果が大きく異なり、選択指針がない場合は「不明確」とされるリスクが高い。